

## 議題 4

### 広島市教育委員会規則の一部改正について

- 1 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第18号） 6
- 2 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について（議案第19号） 25
- 3 広島市教育委員会会議規則等の一部改正について（議案第20号） 29
- 4 広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の一部改正について（議案第21号） 34
- 5 広島市教育委員会公印規則の一部改正について（議案第22号） 37
- 6 広島市教職員表彰規則の一部改正について（議案第23号） 44
- 7 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について  
（議案第24号） 48

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

本市教育行政の組織及び運営の効率化を図るため、教育委員会事務局の組織及びその分掌事務について所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 組織改正

- ア 総務部を設置
- イ 総務課の係制を廃止
- ウ 教育給与課を設置
- エ 教職員課の給与係を廃止し、管理係を設置
- オ 学事課を学校教育部から総務部へ移管
- カ 指導第二課の全国高校総体推進係及び新しいタイプの高校準備係を廃止
- キ 東部地区学校事務センター、西部地区学校事務センター及び安佐北地区学校事務センターを設置

(2) 主な分掌事務の改正

- ア 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に伴い、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校等の教職員等の給与等の予算及び経理に関する事務等を教育給与課の分掌事務に加える。
- イ 全国高等学校総合体育大会（広島大会）の終了に伴い、当該大会に関する事務を指導第二課の分掌事務から削る。
- ウ 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に伴い、小学校及び中学

校の教職員の諸手当の認定に関する事務等を学校事務センターの分掌事務に加える。

エ 事務分掌の見直しに伴い、小学校及び中学校に係る独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事務を学校事務センターから健康教育課に移管する。

オ 教育給与課の設置，学校事務センターの全市展開等に伴い，総務課，施設課及び学事課の分掌事務について規定の整備を行う。

(3) その他規定の整備を行う。

(4) 広島市立学校通学区域審議会規則において，審議会の庶務を担当する組織の名称を「事務局施設課」から「事務局総務部施設課」に改める。

### 3 施行期日

平成29年4月1日

### 4 現行改正比較表及び公布文

別紙のとおり。

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正
<p>(部, 課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部, 課及び係を置く。</p> <p>総務課 庶務係 人事係</p> <p>教育企画課</p> <p>施設課 管理係 計画係 整備係</p> <p>青少年育成部</p> <p>育成課</p> <p>放課後対策課</p> <p>学校教育部</p> <p>教職員課 庶務係 給与係 初等教員係 中等教員係 調整係 労務係</p> <p>学事課 学事係 用度係</p> <p>健康教育課 食育係 保健・安全係</p> <p>指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係</p> <p>指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係</p> <p>全国高校総体推進係 新しいタイプの高校準備係</p> <p>特別支援教育課</p> <p>生徒指導課</p>	<p>(部, 課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部, 課及び係を置く。</p> <p>総務部</p> <p>総務課</p> <p>教育企画課</p> <p>教育給与課</p> <p>学事課 学事係 用度係</p> <p>施設課 管理係 計画係 整備係</p> <p>青少年育成部</p> <p>育成課</p> <p>放課後対策課</p> <p>学校教育部</p> <p>教職員課 庶務係 管理係 初等教員係 中等教員係 調整係 労務係</p> <p>(削る。)</p> <p>健康教育課 食育係 保健・安全係</p> <p>指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係</p> <p>指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係</p> <p>(削る。)</p> <p>特別支援教育課</p> <p>生徒指導課</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。</p> <p>(2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整（教育企画課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(3) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。</p> <p>(4) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整及び経理に関すること。</p> <p>(5) 議会に関すること。</p> <p>(6) 事務局の事務の総合調整に関すること。</p> <p>(7) 教育行政への要望, 陳情等の処理, 連絡調整その他の広聴に関すること。</p> <p>(8) 企画会議に関すること。</p> <p>(9) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。</p> <p>(2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。)</p> <p>(3) 文書の收受, 整理及び保存に関すること。</p> <p>(4) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関すること。</p> <p>(5) 事務の管理改善に関すること。</p> <p>(6) 公印の管理に関すること。</p> <p>(7) 教育長及び教育委員会委員の秘書に関すること。</p> <p>(8) ほう賞に関すること。</p> <p>(9) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。</p>

現 行	改 正
<p>関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(10) 教育行財政の基本調査に関すること。</p> <p>(11) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理に関すること。</p> <p>(12) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員等」という。）を除く。以下「職員」という。）の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。</p> <p>(13) 行政組織並びに職員及び市費負担教職員等の定数管理に関すること。</p> <p>(14) 職務権限に関すること。</p> <p>(15) 職務の評価及び格付けに関すること。</p> <p>(16) 職員の人事評価に関すること。</p> <p>(17) 職員の研修に関すること。</p> <p>(18) 職員及び市費負担教職員等の給与の支給に関すること。</p> <p>(19) 職員及び市費負担教職員等の諸手当の認定（教職員課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(20) 教育委員等の報酬等に関すること。</p> <p>(21) 職員及び市費負担教職員等の給与等の予算及び経理に関すること。</p> <p>(22) 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(23) 職員の公務災害補償の実施に関すること。</p> <p>(24) 職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(25) 人事及び給与に関する諸統計に関すること。</p> <p>(26) 教育委員会委員及び教育長の秘書に関すること。</p> <p>(27) ほう賞に関すること。</p> <p>(28) 文書の收受、整理及び保存に関すること。</p> <p>(29) 公印の管理に関すること。</p> <p>(30) 事務の管理改善に関すること。</p> <p>(31) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関すること。</p> <p>(32) 町村合併に関すること。</p> <p>(33) 教育委員会の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関すること。</p> <p>(34) その他事務局の庶務に関すること。</p> <p>(35) 課及び教育企画課の庶務に関すること。</p>	<p>(10) 教育行政への要望、陳情等の処理、連絡調整その他の広聴に関すること。</p> <p>(11) 企画会議に関すること。</p> <p>(12) 町村合併に関すること。</p> <p>(13) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(14) 行政組織及び定数管理の総括に関すること。</p> <p>(15) 職務権限に関すること。</p> <p>(16) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員等」という。）を除く。以下「職員」という。）の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。</p> <p>(17) 職務の評価及び格付に関すること。</p> <p>(18) 職員の人事評価に関すること。</p> <p>(19) 教育長及び職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(20) 教育委員会委員等の報酬等に関すること。</p> <p>(21) 人事及び給与に関する諸統計に関すること。</p> <p>(22) 給与等の予算及び経理に関すること（教育給与課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(23) 諸手当の認定に関すること（教育給与課及び学校事務センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(24) 職員の公務災害補償の実施に関すること。</p> <p>(25) 職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(26) 職員の研修に関すること。</p> <p>(27) 市議会に関すること。</p> <p>(28) 教育行財政の基本調査の総括に関すること。</p> <p>(29) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理の総括に関すること。</p> <p>(30) 事務局の事務の総合調整に関すること。</p> <p>(31) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関すること。</p> <p>(32) 事務局の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関すること。</p> <p>(33) その他事務局の庶務に関すること。</p> <p>(34) 部並びに課及び教育企画課の庶務に関すること。</p>

現 行	改 正
<p>2 <u>教育企画課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育行政の総合企画に関すること。</p> <p>(2) 重要な施策及び事業についての総合調整に関すること。</p> <p>(3) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(4) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整に関すること。</p> <p>(5) <u>県費負担教職員の給与費等の移譲に関すること（教職員課の所掌に属するものを除く。）。</u></p>	<p>2 <u>総務部教育企画課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育行政の総合企画に関すること。</p> <p>(2) 重要な施策及び事業についての総合調整に関すること。</p> <p>(3) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(4) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整に関すること。</p> <p>(削る。)</p> <hr/> <p>3 <u>総務部教育給与課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教職員等（教育委員会人事給与システム（電子情報処理組織を使用して人事及び給与に関する事務を行うための情報処理システムで、教育給与課長が管理するものをいう。以下同じ。）の利用による人事及び給与の管理対象者に限る。）の給与等の予算及び経理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教職員等（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員に限る。）の諸手当の認定の総括に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教職員等の旅費等の予算及び経理の総括に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教職員等の社会保険等の資格の得喪等の総括に関すること。</u></p> <p>(5) <u>課の庶務に関すること。</u></p> <p>4 <u>総務部学事課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童及び生徒の教育扶助に関すること。</u></p> <p>(3) <u>授業料、入学者選抜料等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教科用図書<sub>の</sub>給与に関すること。</u></p> <p>(6) <u>通学バスの運行に関すること。</u></p> <p>(7) <u>私立学校に対する助成に関すること。</u></p> <p>(8) <u>学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</u></p>

現 行	改 正
<p>3 施設課_____の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校施設の整備方針の策定に関すること。</li> <li>(2) 学校施設の改築計画の策定に関すること。</li> <li>(3) 学校施設の耐震計画の策定に関すること。</li> <li>(4) 学校の設置及び廃止並びに校名の決定に関すること。</li> <li>(5) 小・中学校の通学区域及び通学区域審議会に関すること。</li> <li>(6) 通学路の設定に関すること。</li> <li>(7) 旅館業，風俗営業許可に対する意見の申し出に関すること。</li> <li>(8) 学校施設の新築，増築，改築，改良及び修繕の実施_____に関すること。</li> <li>(9) 学校建設に伴う連絡調整に関すること。</li> <li>(10) 学校施設台帳の整備に関すること。</li> <li>(11) 学校緑化に関すること。</li> <li>(12) 学校建物に係る国庫補助及び起債に関すること。</li> <li>(13) 先行建築に係る学校教育の用に供する建物の取得に関すること。</li> <li>(14) 学校用地の取得に係る起債に関すること。</li> <li>(15) 学校施設，設備の管理に係る業務の委託_____に関すること。</li> <li>(16) 学校施設の目的外使用に関すること。</li> <li>(17) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。）その他の管理に関すること。</li> <li>(18) 校地の借上げに関すること。</li> <li>(19) 教育機関等の用地の調査に関すること。</li> <li>(20) 不動産（土地に限る。）の取得及びこれに伴う補償に関すること。</li> <li>(21) 事業用代替地の取得，管理及び処分に関すること。</li> <li>(22) 不動産（土地に限る。）の取得及び処分に係る登記に関すること。</li> <li>(23) 土地収用手続きに関すること。</li> <li>(24) 課の庶務に関すること。</li> </ol> <p>4・5 (略)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(9) 学校備品の整備の総括に関する<u>こと。</u></li> <li>(10) 学校備品台帳の整備の総括に関する<u>こと。</u></li> <li>(11) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関する<u>こと（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></li> <li>(12) 課の庶務に関する<u>こと。</u></li> </ol> <p>5 総務部施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校施設の整備方針の策定に関すること。</li> <li>(2) 学校施設の改築計画の策定に関すること。</li> <li>(3) 学校施設の耐震計画の策定に関すること。</li> <li>(4) 学校の設置及び廃止並びに校名の決定に関する<u>こと。</u></li> <li>(5) 小・中学校の通学区域及び通学区域審議会に関する<u>こと。</u></li> <li>(6) 通学路の設定に関する<u>こと。</u></li> <li>(7) 旅館業，風俗営業許可に対する意見の申し出に関する<u>こと。</u></li> <li>(8) 学校施設の新築，増築，改築，改良及び修繕の実施の<u>総括</u>に関する<u>こと。</u></li> <li>(9) 学校建設に伴う連絡調整に関する<u>こと。</u></li> <li>(10) 学校施設台帳の整備に関する<u>こと。</u></li> <li>(11) 学校緑化に関する<u>こと。</u></li> <li>(12) 学校建物に係る国庫補助及び起債に関する<u>こと。</u></li> <li>(13) 先行建築に係る学校教育の用に供する建物の取得に関する<u>こと。</u></li> <li>(14) 学校用地の取得に係る起債に関する<u>こと。</u></li> <li>(15) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託の<u>総括</u>に関する<u>こと。</u></li> <li>(16) 学校施設の目的外使用に関する<u>こと。</u></li> <li>(17) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。）その他の管理に関する<u>こと。</u></li> <li>(18) 校地の借上げに関する<u>こと。</u></li> <li>(19) 教育機関等の用地の調査に関する<u>こと。</u></li> <li>(20) 不動産（土地に限る。）の取得及びこれに伴う補償に関する<u>こと。</u></li> <li>(21) 事業用代替地の取得，管理及び処分に関する<u>こと。</u></li> <li>(22) 不動産（土地に限る。）の取得及び処分に係る登記に関する<u>こと。</u></li> <li>(23) 土地収用手続きに関する<u>こと。</u></li> <li>(24) 課の庶務に関する<u>こと。</u></li> </ol> <p>6・7 (現行に同じ。)</p>

現 行	改 正
<p>6 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育に係る総合調整に関すること。</p> <p>(2) 教職員等の任免，分限，懲戒，服務，表彰その他人事に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び学校給食センターの組織及び学級編制（学校給食センターを除く。）並びに教職員等の定数に関すること。</p> <p>(4) 教職員等の人事評価に関すること。</p> <p>(5) 教職員等の研修（健康教育課，指導第一課，指導第二課，特別支援教育課，生徒指導課及び教育センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(6) <u>県費負担教職員等の諸手当及び市費負担教職員等（校長及び教員（以下「教育職員」という。）に限る。）の諸手当（通勤手当，住居手当及び扶養手当を除く。）の認定に関すること。</u></p> <p>(7) 教職員等の給与，勤務時間，休日，休暇その他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(8) <u>県費負担教職員の給与費等の移譲に係る給与等の予算に関すること。</u></p> <p>(9) 教職員等の団体に関すること。</p> <p>(10) 教職員等の旅費等に関すること。</p> <p>(11) 教職員等の保健に関すること（教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関するものを除く。）。</p> <p>(12) 教職員健康管理担当医等に関すること。</p> <p>(13) 教職員等の公務災害補償の実施に関すること。</p> <p>(14) 教職員等の福利厚生に関すること。</p> <p>(15) 学校事務センターに関すること。</p> <p>(16) 部及び課の庶務に関すること。</p> <p>7 学校教育部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童及び生徒の入学，転学，退学等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童及び生徒の教育扶助に関すること。</u></p> <p>(3) <u>授業料，入学者選抜料等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教科用図書の給与に関すること。</u></p>	<p>8 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育に係る総合調整に関すること。</p> <p>(2) 教職員等の任免，分限，懲戒，服務，表彰その他人事に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び学校給食センターの組織及び学級編制（学校給食センターを除く。）並びに教職員等の定数に関すること。</p> <p>(4) 教職員等の人事評価に関すること。</p> <p>(5) 教職員等の研修（健康教育課，指導第一課，指導第二課，特別支援教育課，生徒指導課及び教育センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(削る。)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(6) 教職員等の給与，勤務時間，休日，休暇その他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(削る。)</p> <hr/> <hr/> <p>(7) 教職員等の団体に関すること。</p> <p>(8) 教職員等の旅費等に関すること。</p> <p>(9) 教職員等の保健に関すること（教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関するものを除く。）。</p> <p>(10) 教職員健康管理担当医等に関すること。</p> <p>(11) 教職員等の公務災害補償の実施に関すること。</p> <p>(12) 教職員等の福利厚生に関すること。</p> <p>(13) 学校事務センターに関すること。</p> <p>(14) 部及び課の庶務に関すること。</p> <p>(削る。)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>



現 行

- (6) 通学バスの運行に関すること。
- (7) 私立学校に対する助成に関すること。
- (8) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定に関すること。
- (9) 学校備品の整備（高等学校及び中等教育学校の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 学校備品台帳の整備（高等学校及び中等教育学校の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (11) 学校に備え付ける表簿（他課の所掌に属するものを除く。）の作成管理に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

8 (略)

9 学校教育部指導第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園及び小学校の教育職員

の教育課程に係る研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(4)～(8) (略)

10 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) (略)

(11) 全国高等学校総合体育大会（広島大会）に関すること。

11・12 (略)

(学校事務センター)

第3条 事務局に学校事務センターを次のとおり設置する。

名称	位置
中央地区学校事務センター	広島市中区国泰寺町一丁目4番15号広島市役所北庁舎別館内
安佐南地区学校事務センター	広島市安佐南区古市一丁目33番14号安佐南区役所庁舎内

2 中央地区学校事務センターにおいては、同センターの庶務に関する事務のほか、小・中学校

改 正

9 (現行に同じ。)

10 学校教育部指導第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(3) 幼稚園及び小学校の教育職員（校長及び教員をいう。以下同じ。）の教育課程に係る研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(4)～(8) (現行に同じ。)

11 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) (現行に同じ。)

(削る。)

12・13 (現行に同じ。)

(学校事務センター)

第3条 事務局に学校事務センターを置き、その名称、位置並びに所管する小学校及び中学校は、次のとおりとする。

名称	位置	所管する小学校及び中学校
中央地区学校事務センター	広島市中区国泰寺町一丁目4番15号広島市役所北庁舎別館内	中区及び南区に位置する小学校及び中学校（広瀬小学校を除く。）
東部地区学校事務センター	広島市安芸区船越南三丁目4番36号安	東区及び安芸区に位置する小学校及び中

現 行	改 正	
<p>(広島市立学校条例(昭和39年広島市条例第19号)別表(2)に規定する小学校及び別表(3)に規定する中学校をいう。以下同じ。)のうち広島市中区及び南区に位置するもの(広瀬小学校を除く。)に係る次に掲げる事務を、安佐南地区学校事務センターにおいては、同センターの庶務に関する事務のほか、小・中学校のうち広島市安佐南区に位置するものに係る次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 教育行財政の基本調査、諸統計及び資料の収集整理(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の修繕の実施(施設課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(3) 学校施設、設備の管理に係る業務の委託(施設課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(4) 学校への予算配分の決定に関すること。</p> <p>(5) 学校備品及び学校備品台帳の整備(学事課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(6) 市費負担教職員の諸手当の認定(総務課の所掌に属するものを除く。)及び県費負担教職員の諸手当の認定並びに市費負担教職員の給与の支給(総務課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(7) 教職員の旅費等に関すること。</p> <p>(8) 教職員の福利厚生(総務課及び教職員課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付(健康教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(10) 事務職員の研修の実施(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(11) 学校事務に係る支援、指導及び連絡調整に関すること。</p> <p>(12) 学校事務の改善に関すること。</p> <p>3 学校事務センターに次の係を置く。</p> <p>管理係 学務係</p> <p>4 学校事務センター所長は、教職員課長の指揮監督を受けるべきものとする。</p>	<p>芸区役所庁舎内</p> <p>西部地区学校事務センター</p> <p>広島市佐伯区海老園二丁目5番28号佐伯区役所庁舎内</p> <p>安佐南地区学校事務センター</p> <p>広島市安佐南区古市一丁目33番14号安佐南区役所庁舎内</p> <p>安佐北地区学校事務センター</p> <p>広島市安佐北区可部四丁目13番13号安佐北区役所庁舎内</p>	<p>学校</p> <p>西区及び佐伯区に位置する小学校及び中学校(広瀬小学校を含み、石内北小学校を除く。)</p> <p>安佐南区に位置する小学校及び中学校(石内北小学校を含む。)</p> <p>安佐北区に位置する小学校及び中学校</p>
<p>3 学校事務センターに次の係を置く。</p> <p>管理係 学務係</p> <p>4 学校事務センター所長は、教職員課長の指揮監督を受けるべきものとする。</p>	<p>2 学校事務センターに次の係を置く。</p> <p>管理係 学務係</p> <p>3 学校事務センターの分掌事務は、学校事務センターの庶務に関する事務のほか、所管する小学校及び中学校に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 教育行財政の基本調査並びに諸統計及び資料の収集整理に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の修繕の実施に関すること。</p> <p>(3) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託に関すること。</p> <p>(4) 学校への予算配分の決定に関すること。</p> <p>(5) 学校備品及び学校備品台帳の整備に関すること。</p> <p>(6) 教職員(教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員に限る。)の諸手当の認定に関すること。</p> <p>(7) 教職員の旅費等の支給に関すること。</p> <p>(8) 教職員に係る社会保険等の資格の得喪等に関すること。</p> <p>(9) 学校事務職員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(10) 学校事務に係る支援、指導及び連絡調整に</p>	

現 行	改 正
<p>(理事等)</p> <p>第4条 事務局に、理事、教育次長又は参事を置くことができる。</p> <p>(部長等)</p> <p>第5条 部に部長を置き、必要があるときは、部に担当部長、参事又は次長を置く。</p> <p>(課長等)</p> <p>第6条 課に課長を置き、必要があるときは、課に担当課長、課長補佐、主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事又は主任社会教育主事を置く。</p> <p>(所長)</p> <p>第7条 学校事務センターに所長を置く。</p>	<p>関すること。</p> <p>(1) <u>学校事務の改善に関すること。</u></p> <p>(教育次長等)</p> <p>第4条 事務局に教育次長を置き、必要があるときは、事務局に理事を置く。</p> <p>(部長等)</p> <p>第5条 部に部長を置き、必要があるときは、部に担当部長、参事又は次長を置く。</p> <p>(課長等)</p> <p>第6条 課に課長を置き、必要があるときは、課に担当課長、課長補佐、主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事又は主任社会教育主事を置く。</p> <p>(所長)</p> <p>第7条 学校事務センターに所長を置く。</p>
<p>(係長等)</p> <p>第8条 係に係長を、係を置かない課に主任を置き、必要があるときは、係に係長のほか、<u>主査又は主任技師を、係を置かない課又は事業所に主任のほか主査又は主任技師を置く。</u></p> <p>第9条～第11条 (略)</p>	<p>2. <u>学校事務センターの所長は、教職員課長の指揮監督を受けるべきものとする。</u></p> <p>(係長等)</p> <p>第8条 係に係長を、係を置かない課に主任を置き、必要があるときは、係又は係を置かない課に<u>主査、主任技師、管理主事、指導主事又は社会教育主事</u>を置く。</p> <p>第9条～第11条 (現行に同じ。)</p>

現行改正比較表（広島市立学校通学区域審議会規則）（附則改正分）

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例(昭和28年広島市条例第35号)第3条の規定に基づき、広島市立学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)の任務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>広島市教育委員会事務局施設課</u>において処理する。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例(昭和28年広島市条例第35号)第3条の規定に基づき、広島市立学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)の任務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第7条 (現行に同じ。)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>広島市教育委員会事務局総務部施設課</u>において処理する。</p> <p>第9条～第11条 (現行に同じ。)</p>

広島市教育委員会規則第 号

平成 29 年 3 月 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 50 年広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中

「 総務課 庶務係 人事係  
教育企画課  
施設課 管理係 計画係 整備係  
青少年育成部 」

「総務部

総務課  
教育企画課  
教育給与課  
学事課 学事係 用度係  
施設課 管理係 計画係 整備係  
青少年育成部 」

に、「給与係」を「管理係」に改め、「学事課 学事係 用度係」及び

「全国高校総体推進係 新しいタイプの高校準備係」を削る。

第2条第1項を次のように改める。

総務部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会議に関すること。
- (2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 文書の收受、整理及び保存に関すること。
- (4) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関すること。
- (5) 事務の管理改善に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 教育長及び教育委員会委員の秘書に関すること。
- (8) ほう賞に関すること。
- (9) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。
- (10) 教育行政への要望、陳情等の処理、連絡調整その他の広聴に関すること。
- (11) 企画会議に関すること。
- (12) 町村合併に関すること。
- (13) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 行政組織及び定数管理の総括に関すること。
- (15) 職務権限に関すること。
- (16) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員等」という。）を除く。以下「職員」という。）

の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。

(17) 職務の評価及び格付に関する事。

(18) 職員の人事評価に関する事。

(19) 教育長及び職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関する事。

(20) 教育委員会委員等の報酬等に関する事。

(21) 人事及び給与に関する諸統計に関する事。

(22) 給与等の予算及び経理に関する事（教育給与課の所掌に属するものを除く。）。

(23) 諸手当の認定に関する事（教育給与課及び学校事務センターの所掌に属するものを除く。）。

(24) 職員の公務災害補償の実施に関する事。

(25) 職員の福利厚生に関する事。

(26) 職員の研修に関する事。

(27) 市議会に関する事。

(28) 教育行財政の基本調査の総括に関する事。

(29) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理の総括に関する事。

(30) 事務局の事務の総合調整に関する事。

(31) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関する事。

(32) 事務局の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関する事。

(33) その他事務局の庶務に関する事。

(34) 部並びに課及び教育企画課の庶務に関する事。

第2条第2項中「教育企画課」を「総務部教育企画課」に改め、第5号を削り、同条中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、同条第10項第11号を削り、同項を同条第11項とし、同条第9項第3号中「教育職員」を「教育職員（校長及び教員をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項を削り、同条第6項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「施設課」を「総務部施設課」に改め、同項第8号中「実施」の右に「の総括」を加え、同項第15号中「、設備」を「・設備」に改め、「委託」の右に「の総括」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 総務部教育給与課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教職員等（教育委員会人事給与システム（電子情報処理組織を使用して人事及び給与に関する事務を行うための情報処理システムで、教育給与課長が管理するものをいう。以下同じ。）の利用による人事及び給与の管理対象者に限る。）の給与等の予算及び経理に関すること。
- (2) 教職員等（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員に限る。）の諸手当の認定の総括に関すること。
- (3) 教職員等の旅費等の予算及び経理の総括に関すること。
- (4) 教職員等の社会保険等の資格の得喪等の総括に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。



4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童及び生徒の入学，転学，退学等に関すること。
- (2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。
- (3) 授業料，入学者選抜料等に関すること。
- (4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。
- (5) 教科用図書 の 給与に関すること。
- (6) 通学バスの運行に関すること。
- (7) 私立学校に対する助成に関すること。
- (8) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。
- (9) 学校備品の整備の総括に関すること。
- (10) 学校備品台帳の整備の総括に関すること。
- (11) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 課の庶務に関すること。

第3条及び第4条を次のように改める。

（学校事務センター）

第3条 事務局に学校事務センターを置き，その名称，位置並びに所管する小学校及び中学校は，次のとおりとする。

名称	位置	所管する小学校及び中学校
中央地区学校 事務センター	広島市中区国泰寺町一 丁目4番15号広島市 役所北庁舎別館内	中区及び南区に位置する小 学校及び中学校（広瀬小学 校を除く。）
東部地区学校	広島市安芸区船越南三	東区及び安芸区に位置する

事務センター	丁目4番36号安芸区 役所庁舎内	小学校及び中学校
西部地区学校 事務センター	広島市佐伯区海老園二 丁目5番28号佐伯区 役所庁舎内	西区及び佐伯区に位置する 小学校及び中学校（広瀬小 学校を含み、石内北小学校 を除く。）
安佐南地区学 校事務センタ ー	広島市安佐南区古市一 丁目33番14号安佐 南区役所庁舎内	安佐南区に位置する小学校 及び中学校（石内北小学校 を含む。）
安佐北地区学 校事務センタ ー	広島市安佐北区可部四 丁目13番13号安佐 北区役所庁舎内	安佐北区に位置する小学校 及び中学校

2 学校事務センターに次の係を置く。

管理係

学務係

3 学校事務センターの分掌事務は、学校事務センターの庶務に関する事務のほか、所管する小学校及び中学校に係る次に掲げる事務とする。

- (1) 教育行財政の基本調査並びに諸統計及び資料の収集整理に関すること。
- (2) 学校施設の修繕の実施に関すること。
- (3) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託に関すること。
- (4) 学校への予算配分の決定に関すること。
- (5) 学校備品及び学校備品台帳の整備に関すること。

- (6) 教職員（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員に限る。）の諸手当の認定に関すること。
- (7) 教職員の旅費等の支給に関すること。
- (8) 教職員に係る社会保険等の資格の得喪等に関すること。
- (9) 学校事務職員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 学校事務に係る支援，指導及び連絡調整に関すること。
- (11) 学校事務の改善に関すること。

（教育次長等）

第4条 事務局に教育次長を置き，必要があるときは，事務局に理事を置く。

第7条に次の1項を加える。

- 2 学校事務センターの所長は，教職員課長の指揮監督を受けるべきものとする。

第8条中「に係長のほか，主査又は主任技師を，係を置かない課又は事業所に主任のほか主査又は主任技師」を「又は係を置かない課に主査，主任技師，管理主事，指導主事又は社会教育主事」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 広島市立学校通学区域審議会規則（昭和40年広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「広島市教育委員会事務局施設課」を「広島市教育委員会事

務局総務部施設課」に改める。

議案第19号

平成29年3月24日提出

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

組織改正に伴い、東部地区学校事務センター、西部地区学校事務センター及び安佐北地区学校事務センターにおける衛生推進者となるべき者の職を定める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 東部地区学校事務センター、西部地区学校事務センター及び安佐北地区学校事務センターの設置に伴い、これらの機関における衛生推進者となるべき者の職を管理係長と定める。
- (2) 五日市北地区学校給食センター及び五日市中央地区学校給食センターの廃止に伴い、これらの機関における安全衛生推進者となるべき者の職に係る規定を削る。

3 施行期日

平成29年4月1日

4 現行改正比較表及び公布文

別紙のとおり。

現行改正比較表（広島市教育委員会職員安全衛生管理規則）

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、職場における職員の安全と健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 (略)</p> <p>(衛生管理者)</p> <p>第6条 法第12条第1項の規定に基づき、次に掲げる事業場（政令第4条で定める規模のものに限る。）に、省令第7条第1項第4号の表の上欄に掲げる規模に応じて、同表の下欄に掲げる数の衛生管理者を置く。</p> <p>(1) 教育委員会事務局（安佐南地区学校事務センター _____を除く。）</p> <p>(2) 給食事業場</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の事業場</p> <p>2 前項の衛生管理者は、法第12条第1項に規定する資格を有する職員のうちから教育委員会が選任する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(安全衛生推進者)</p> <p>第8条 法第12条の2の規定に基づき、安全衛生推進者を置く。</p> <p>2 安全衛生推進者の設置機関及び安全衛生推進者となるべき者の職は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(衛生推進者)</p> <p>第10条 法第12条の2の規定に基づき、衛生推進者を置く。</p> <p>2 衛生推進者の設置機関及び衛生推進者となるべき者の職等は、別表第3のとおりとする。</p> <p>第11条～第27条 (略)</p> <p>別表第1 削除</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、職場における職員の安全と健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 (現行に同じ。)</p> <p>(衛生管理者)</p> <p>第6条 法第12条第1項の規定に基づき、次に掲げる事業場（政令第4条で定める規模のものに限る。）に、省令第7条第1項第4号の表の上欄に掲げる規模に応じて、同表の下欄に掲げる数の衛生管理者を置く。</p> <p>(1) 教育委員会事務局（<u>東部地区学校事務センター、西部地区学校事務センター、安佐南地区学校事務センター及び安佐北地区学校事務センター</u>を除く。）</p> <p>(2) 給食事業場</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の事業場</p> <p>2 前項の衛生管理者は、法第12条第1項に規定する資格を有する職員のうちから教育委員会が選任する。</p> <p>第7条 (現行に同じ。)</p> <p>(安全衛生推進者)</p> <p>第8条 法第12条の2の規定に基づき、安全衛生推進者を置く。</p> <p>2 安全衛生推進者の設置機関及び安全衛生推進者となるべき者の職は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第9条 (現行に同じ。)</p> <p>(衛生推進者)</p> <p>第10条 法第12条の2の規定に基づき、衛生推進者を置く。</p> <p>2 衛生推進者の設置機関及び衛生推進者となるべき者の職等は、別表第3のとおりとする。</p> <p>第11条～第27条 (現行に同じ。)</p> <p>別表第1 削除</p>

現 行

別表第2 (第8条関係)

設置機関	安全衛生推進者となるべき者の職
可部地区学校給食センター	所長
五日市北地区学校給食センター	所長
五日市中央地区学校給食センター	所長
五日市南地区学校給食センター	所長
阿戸地区学校給食センター	所長
湯来地区学校給食センター	所長

別表第3 (第10条関係)

設置機関	衛生推進者となるべき者の職等
安佐南地区学校事務センター	管理係長
教育センター	主任
給食調理員を除いた職員が10名以上50名未満の学校又は幼稚園	校長又は園長が選任する者

改 正

別表第2 (第8条関係)

設置機関	安全衛生推進者となるべき者の職
可部地区学校給食センター	所長
(削る。)	(削る。)
(削る。)	(削る。)
五日市南地区学校給食センター	所長
阿戸地区学校給食センター	所長
湯来地区学校給食センター	所長

別表第3 (第10条関係)

設置機関	衛生推進者となるべき者の職等
東部地区学校事務センター, 西部地区学校事務センター, 安佐南地区学校事務センター及び安佐北地区学校事務センター	管理係長
教育センター	主任
給食調理員を除いた職員が10名以上50名未満の学校又は幼稚園	校長又は園長が選任する者

広島市教育委員会規則第 号

平成29年3月 日

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和62年広島市教育委員会  
規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「安佐南地区学校事務センター」を「東部地区学  
校事務センター，西部地区学校事務センター，安佐南地区学校事務センタ  
ー及び安佐北地区学校事務センター」に改める。

別表第2五日市北地区学校給食センターの項及び五日市中央地区学校給  
食センターの項を削る。

別表第3安佐南地区学校事務センターの項を次のように改める。

東部地区学校事務センター，西部 地区学校事務センター，安佐南地 区学校事務センター及び安佐北地 区学校事務センター	管理係長
--	------

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。



広島市教育委員会会議規則等の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

教育次長を局長級とすることに伴い、規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

次に掲げる規則に規定する職名の並び順のうち「理事，教育次長」を「教育次長，理事」に改める。

- (1) 広島市教育委員会会議規則
- (2) 広島市教育委員会事務決裁規則
- (3) 広島市教育委員会職員の職名に関する規則

3 施行期日

平成29年4月1日

4 現行改正比較表及び公布文

別紙のとおり。

現 行	改 正
<p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第5条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>理事</u>，<u>教育次長</u>，<u>部長</u>，<u>参事</u>，<u>課長</u>，<u>担当課長</u>，<u>校長</u>，<u>園長</u>及びその他の課長相当職以上の職位の任免に関すること。</p> <p>(4)～(8) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第6条～第20条 （略）</p>	<p>第1条～第4条 （現行に同じ。）</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第5条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p>(1)・(2) （現行に同じ。）</p> <p>(3) <u>教育次長</u>，<u>理事</u>，<u>部長</u>，<u>参事</u>，<u>課長</u>，<u>担当課長</u>，<u>校長</u>，<u>園長</u>及びその他の課長相当職以上の職位の任免に関すること。</p> <p>(4)～(8) （現行に同じ。）</p> <p>2 （現行に同じ。）</p> <p>第6条～第20条 （現行に同じ。）</p>

現 行	改 正
<p>（教育委員会決裁事項）</p> <p>第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>理事</u>，<u>教育次長</u>，<u>部長</u>，<u>参事</u>，<u>課長</u>，<u>担当課長</u>，<u>校長</u>，<u>園長</u>及びその他の課長相当職以上の職位の任免に関すること。</p> <p>(5)～(14) (略)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p>	<p>（教育委員会決裁事項）</p> <p>第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) <u>教育次長</u>，<u>理事</u>，<u>部長</u>，<u>参事</u>，<u>課長</u>，<u>担当課長</u>，<u>校長</u>，<u>園長</u>及びその他の課長相当職以上の職位の任免に関すること。</p> <p>(5)～(14) (現行に同じ。)</p> <p>第2条～第6条 (現行に同じ。)</p>

現 行	改 正
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 広島市教育委員会の任命に係る一般職の職員（以下「職員」という。）の職名については、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（役付職員の職名）</p> <p>第3条 部、課又は係の長その他役付の職にある者の職名は、<u>理事</u>、<u>教育次長</u>、部長、担当部長、参事、次長、課長、所長、担当課長、課長補佐、主幹、専門員、主任指導主事、主任社会教育主事、主任管理主事、係長、主任、事務長、主査、主任技師、指導主事、社会教育主事及び管理主事とする。</p> <p>2 役付職員の職名には、それぞれ当該組織上の名称を冠し、必要があるときは、担当事務名を付して用いるものとする。</p> <p>第4条～第7条 （略）</p> <p>別表 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 広島市教育委員会の任命に係る一般職の職員（以下「職員」という。）の職名については、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 （現行に同じ。）</p> <p>（役付職員の職名）</p> <p>第3条 部、課又は係の長その他役付の職にある者の職名は、<u>教育次長</u>、<u>理事</u>、部長、担当部長、参事、次長、課長、所長、担当課長、課長補佐、主幹、専門員、主任指導主事、主任社会教育主事、主任管理主事、係長、主任、事務長、主査、主任技師、指導主事、社会教育主事及び管理主事とする。</p> <p>2 役付職員の職名には、それぞれ当該組織上の名称を冠し、必要があるときは、担当事務名を付して用いるものとする。</p> <p>第4条～第7条 （現行に同じ。）</p> <p>別表 （現行に同じ。）</p>

広島市教育委員会規則第 号

平成29年3月 日

広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「理事，教育次長」を「教育次長，理事」に改める。

- (1) 広島市教育委員会会議規則（昭和31年広島市教育委員会規則第2号）第5条第1項第3号
- (2) 広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号）第1条第4号
- (3) 広島市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和49年広島市教育委員会規則第6号）第3条第1項

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

教育次長を局長級とすること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 教育委員会指定管理者指定審議会委員として任命する者から教育長を削る。
- (2) 審議会の庶務を担当する組織の名称を「事務局総務課」から「事務局総務部総務課」に改める。

3 施行期日

平成29年4月1日

4 現行改正比較表及び公布文

別紙のとおり。

現行改正比較表（広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（委員）</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>① 教育長</p> <p>② 市職員（教育委員会事務局職員を含む。）</p> <p>③ 学識経験者</p> <p>④ その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>第5条～第8条（略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局総務課</u>において処理する。</p> <p>第10条（略）</p>	<p>第1条～第3条（現行に同じ。）</p> <p>（委員）</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>— <u>（削る。）</u></p> <p>① 市職員（教育委員会事務局職員を含む。）</p> <p>② 学識経験者</p> <p>③ その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>第5条～第8条（現行に同じ。）</p> <p>（庶務）</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局総務部総務課</u>において処理する。</p> <p>第10条（現行に同じ。）</p>

広島市教育委員会規則第 号

平成29年3月 日

広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則（平成25年広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第9条中「教育委員会事務局総務課」を「教育委員会事務局総務部総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



広島市教育委員会公印規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

教育次長を局長級とすること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 教育次長印を新設する。
- (2) 「総務課長」の表記を「総務部総務課長」に改める。
- (3) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

平成29年4月1日

4 現行改正比較表及び公布文

別紙のとおり。

現行改正比較表 (広島市教育委員会公印規則)

現 行

(趣旨)  
 第1条 広島市教育委員会における公印の保管及び使用その他公印の管理に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。  
 (名称、ひな形等)  
 第2条 公印の名称、書体、形状、寸法、保管箇所、管理者及び用途は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。  
 (保管及び使用の責任)  
 第3条 公印の保管及び使用については、別表第1に掲げる公印の管理者(以下「管理者」という。)がその責めに任ずる。  
 第4条 (略)  
 (総務課長の任務)  
 第5条 総務課長 \_\_\_\_\_ は、公印台帳を備え、公印に関し必要な事項を整理しなければならない。  
 2 (略)  
 第6条～第12条 (略)

別表第1 (第2条・第3条関係)

名称	ひな形	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	保管箇所	管理者
教育委員会印	(1)	れい書	正方形	方36	賞状・表彰状・感謝状等	総務課	総務課長
				方27	一般文書		
					第6条の規定により印影を印刷する文書		
教育長印	(2)	てん書	正方形	方36 方25	賞状・表彰状・感謝状等 一般文書	教育センター	教育センター 一次長
教育長職務代行者印	(3)	てん書	正方形	方21	一般文書		
_____	_____	_____	_____	_____	_____		
広島市教育センター所長印	(4)	てん書	正方形	方21	一般文書	教育センター	教育センター 一次長
広島市立幼稚園園長印	(5) (6)	てん書	正方形	方21	一般文書	幼稚園	園長
広島市立幼稚園園長職務代行者印	(7) (8)	てん書	正方形	方21	一般文書	幼稚園	園長職務代行者
広島市立学校長印	(9)~(13)	てん書	正方形	方21	一般文書	小学校 中学校	校長
						高等学校 中等教育学校 特別支援学校	教頭(工業高等学校にあつては、全日制の教頭とする。以下、____。以下、____と同じ。)
広島市立学校長職務代行者印	(14)~(18)	てん書	正方形	方21	一般文書	小学校 中学校	校長
						高等学校 中等教育学校 特別支援学校	教頭
市民局専用教育委員会印	(19)	れい書	正方形	方27	市民局生涯学習課及び文化スポーツ部において補助執行する教育委員会の事務	文化スポーツ部文化振興課	文化振興課長

改 正

第1条～第4条 (現行に同じ。)

(総務課長の任務)  
 第5条 総務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、公印台帳を備え、公印に関し必要な事項を整理しなければならない。  
 2 (現行に同じ。)

第6条～第12条 (現行に同じ。)

別表第1 (第2条・第3条関係)

名称	ひな形	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	保管箇所	管理者
教育委員会印	(1)	れい書	正方形	方36	賞状・表彰状・感謝状等	総務課	総務課長
				方27	一般文書		
					第8条の規定により印影を印刷する文書		
教育長印	(2)	てん書	正方形	方36 方25	賞状・表彰状・感謝状等 一般文書	教育センター	教育センター 一次長
教育長職務代行者印	(3)	てん書	正方形	方21	一般文書		
教育委員会事務局教育次長印	(4)	てん書	正方形	方24	一般文書		
広島市教育センター所長印	(5)	てん書	正方形	方21	一般文書	教育センター	教育センター 一次長
広島市立幼稚園園長印	(6) (7)	てん書	正方形	方21	一般文書	幼稚園	園長
広島市立幼稚園園長職務代行者印	(8) (9)	てん書	正方形	方21	一般文書	幼稚園	園長職務代行者
広島市立学校長印	(10)~(14)	てん書	正方形	方21	一般文書	小学校 中学校	校長
						高等学校 中等教育学校 特別支援学校	教頭(教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定める教頭。以下この表において同じ。)
広島市立学校長職務代行者印	(15)~(19)	てん書	正方形	方21	一般文書	小学校 中学校	校長
						高等学校 中等教育学校 特別支援学校	教頭
市民局専用教育委員会印	(20)	れい書	正方形	方27	市民局生涯学習課及び文化スポーツ部において補助執行する教育委員会の事務	文化スポーツ部文化振興課	文化振興課長

別表第2 (第2条関係)

(1) 広島市  
教育委員会

(2) 広島市  
教育長

(3) 広島市教  
育長職務  
代行者

(4)  

(5) 広島市立  
〇〇幼稚園長

(6) 広島市立  
〇〇幼稚園長職務代行者

(7) 広島市立  
〇〇〇幼稚園長職務代行者

(8) 広島市立  
〇〇〇幼稚園長職務代行者

(9) 広島市立  
〇〇〇小学校長

(10) 広島市立  
〇〇〇小学校長

(11) 広島市立  
〇〇〇〇小学校長

(12) 広島市立  
〇〇〇〇〇小学校長

(13) 広島市立  
〇〇〇〇〇小学校長

(14) 広島市立〇  
〇〇〇〇小学校長  
職務代行者

別表第2 (第2条関係)

(1) 広島市  
教育委員会

(2) 広島市  
教育長

(3) 広島市教  
育長職務  
代行者

(4) 広島市教育  
委員会事務局教育次長

(5) 広島市  
教育センター  
タ一所长

(6) 広島市立  
〇〇幼稚園長

(7) 広島市立  
〇〇〇幼稚園長

(8) 広島市立  
〇〇〇幼稚園長職務代行者

(9) 広島市立  
〇〇〇幼稚園長職務代行者

(10) 広島市立  
〇〇〇小学校長

(11) 広島市立  
〇〇〇小学校長

(12) 広島市立  
〇〇〇〇小学校長

(13) 広島市立  
〇〇〇〇〇小学校長

(14) 広島市立  
〇〇〇〇〇小学校長

(15) 広島市立〇  
〇〇〇〇〇小学校長  
職務代行者

(15) 広島市立  
○ ○ ○ ○  
学 校 長 職  
務 代 行 者

(16) 広島市立  
○ ○ ○ ○  
○ 学 校 長  
職 務 代 行 者

(17) 広島市立  
○ ○ ○ ○  
○ ○ 学 校 長  
職 務 代 行 者

(18) 広島市立  
○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ 学 校 長  
職 務 代 行 者

(19) 広島市  
教 育 会  
委 員 会  
市 民 局

(16) 広島市立  
○ ○ ○ ○  
学 校 長 職  
務 代 行 者

(17) 広島市立  
○ ○ ○ ○  
○ 学 校 長  
職 務 代 行 者

(18) 広島市立  
○ ○ ○ ○  
○ ○ 学 校 長  
職 務 代 行 者

(19) 広島市立  
○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ 学 校 長  
職 務 代 行 者

(20) 広島市  
教 育 会  
委 員 会  
市 民 局

平成29年3月 日

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務課長」を「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」に改める。

別表第1中

「

教育委員会印	(1)	れい書	正方形	方36	賞状・表彰状・感謝状等	総務課	総務課長
				方27	一般文書		
					第6条の規定により影を印刷する文書		
教育長印	(2)	てん書	正方形	方36	賞状・表彰状・感謝状等		
				方25	一般文書		
教育長職務代行者印	(3)	てん書	正方形	方21	一般文書		

を

」

教育委員会印	(1)	れい書	正方形	方 36	賞状・表彰状 賞状・感謝状等	総務課	総務課長
				方 27	一般文書		
					第 8 条の規定により 影を印刷する文書		
教育長印	(2)	てん書	正方形	方 36	賞状・表彰状 賞状・感謝状等		
				方 25	一般文書		
教育長 職務代行 者印	(3)	てん書	正方形	方 21	一般文書		
教育委員会 事務局 長 職務代行 者印	(4)	てん書	正方形	方 24	一般文書		

に

改め、同表広島市教育センター所長印の項中「(4)」を「(5)」に改め、同表広島市立幼稚園長印の項中「(5)」を「(6)」に、「(6)」を「(7)」に改め、同表広島市立幼稚園長職務代行者印の項中「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に改め、同表広島市立学校長印の項中「(9)～(13)」を「(10)～(14)」に、「工業高等学校にあつては、全日制の教頭とする」を「教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定める教頭」に改め、「以下」の右に「この表において」を加え、同表広島市立学校長職務代行者印の項中「(14)～(18)」を「(15)～(19)」に改め、同表市民局専用教育委員会印の項中「(19)」を「(20)」に改める。

別表第2中第19号を第20号とし、第4号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4)

広島市教育

委員会事務

局教育次長

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市教職員表彰規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

市町村立学校職員給与負担法等の改正による県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に伴い、規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

第1条中「、養護教師」を削り、「県費負担の事務職員」を「学校事務の試験区分で採用された者」に改める。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第8号中「(市費負担教育職員に限る。)」を削る。

3 施行期日

平成29年4月1日



新旧対照表（広島市教職員表彰規則）

現行	改正
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、本市立学校及び給食センターの校長、教員、<u>養護教師</u>、<u>学校栄養職員</u>及び<u>事務職員</u>（<u>県費負担の事務職員</u>）に限る。以下同じ。）で他の模範となるべき業績があつた者を表彰し、もつて教職員の教育使命観と資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(表彰)</p> <p>第2条 表彰は、次の各号の<u>一</u>に <u>該当する者</u>に対して行う。</p> <p>(1) 教育者として模範的行為のあつた者</p> <p>(2) 教育の研究及び実践について、特に成果を収めた者</p> <p>(3) 20年勤続し、その勤務成績が良好である者</p> <p>(4) 30年勤続し、その勤務成績が良好である者</p> <p>(5) 30年以上勤務して退職した者で勤務成績が良好であつたもの（第6号、第7号及び第8号に該当する者を除く。）</p> <p>(6) 退職の勸奨を受けて退職した者で勤務成績が良好であつたもの</p> <p>(7) 定年に達したことにより退職した者で勤務成績が良好であつたもの</p> <p>(8) 55歳に達した日から定年に達したことにより退職することとなる日の前日までの間に退職した者でその勤務成績が良好であつたもの（<u>市費負担教育職員に限る。</u>）</p> <p>(9) その他教育委員会が特に必要と認めたる者</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰は、教育委員会が表彰状を授与して行う。</p> <p>2 表彰には、副賞として賞金又は賞品を添えることがある。</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第4条 表彰は、次により行う。</p> <p>(1) 第2条第1号、第2号及び第9号の表彰は、その都度行う。</p> <p>(2) 第2条第3号及び第4号の表彰は、毎年11月1日（その日が日曜日に当たるときは、その翌日）に行う。ただし、必要があるときは、臨時に行うことができる。</p> <p>(3) 第2条第5号から第8号までの表彰は、校長、教員、<u>学校栄養職員</u>及び<u>事務職員</u>が退職したときに行う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、本市立学校及び給食センターの校長、教員（<u>削る。</u>）、<u>学校栄養職員</u>及び<u>事務職員</u>（<u>学校事務の試験区分で採用された者</u>に限る。以下同じ。）で他の模範となるべき業績があつた者を表彰し、もつて教職員の教育使命観と資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(表彰)</p> <p>第2条 表彰は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対して行う。</p> <p>(1)～(7) (現行に同じ。)</p> <p>(8) 55歳に達した日から定年に達したことにより退職することとなる日の前日までの間に退職した者でその勤務成績が良好であつたもの（<u>削る。</u>）</p> <p>(9) (現行に同じ。)</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第4条 (現行に同じ。)</p>

現行	改正
<p>(死亡した職員の表彰)</p> <p>第5条 表彰を受けるべき職員が表彰の日前に死亡したときは、生前にさかのぼって表彰することができる。</p> <p>2 前項の表彰を行う場合は、表彰状及び副賞は、その者の遺族に交付するものとする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(死亡した職員の表彰)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>(委任規定)</p> <p>第6条 (現行に同じ。)</p>

広島市教育委員会規則第 号

平成29年3月 日

広島市教職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教職員表彰規則の一部を改正する規則

広島市教職員表彰規則（昭和43年広島市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，養護教師」を削り，「県費負担の事務職員」を「学校事務の試験区分で採用された者」に改める。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改め，同条第8号中「(市費負担教育職員に限る。)」を削る。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

議案第24号

平成29年3月24日提出

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正  
について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

教育委員会職員の名称について所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の職員のうち、次の表の左欄に掲げる職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる名称を称することができる。

職員	名称
事務職員（学校事務の試験区分で採用された者に限る。）	事務主査，事務主任，事務主任（シニア） 又は事務主事
学校栄養職員	栄養主査，栄養主任又は栄養主任（シニア）

- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

平成29年4月1日

新旧対照表 (広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則)

現行	改正						
<p>第4節 職員 (教職員等)</p> <p>第38条 小学校及び中学校に校長、教頭、教諭、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは、小学校及び中学校に主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師(非常勤を含む。)、養護助教諭、事務職員、学校栄養職員、技能職員、業務職員及び給食調理員を置くことができる。</p> <p>3 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</p> <p>4 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>5 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童若しくは生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p>	<p>第4節 職員 (教職員等)</p> <p>第38条 (現行に同じ。)</p> <p>2～5 (現行に同じ。)</p> <p>6 第2項の職員のうち、次の表の左欄に掲げる職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる名称を称することができる。</p> <table border="1" data-bbox="853 1142 1444 1377"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員(学校事務の試験区分で採用された者に限る。)</td> <td>事務主査、事務主任、事務主任(シニア)又は事務主事</td> </tr> <tr> <td>学校栄養職員</td> <td>栄養主査、栄養主任又は栄養主任(シニア)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	名称	事務職員(学校事務の試験区分で採用された者に限る。)	事務主査、事務主任、事務主任(シニア)又は事務主事	学校栄養職員	栄養主査、栄養主任又は栄養主任(シニア)
職員	名称						
事務職員(学校事務の試験区分で採用された者に限る。)	事務主査、事務主任、事務主任(シニア)又は事務主事						
学校栄養職員	栄養主査、栄養主任又は栄養主任(シニア)						
<p>(教職員等)</p> <p>第56条 高等学校に校長、教頭、教諭、事務長、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは、高等学校に主幹教諭、養護教諭、助教諭、講師(非常勤を含む。)、養護助教諭、実習助手、事務長補佐、主任、学校栄養職員、技能職員、業務職員及び給食調理員を置くことができる。</p> <p>3 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。</p> <p>4 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p> <p>5 第2項の職員のうち、実習助手は実習教員又は実習教諭と称することができる。</p>	<p>(教職員等)</p> <p>第56条 高等学校に校長、教頭、教諭、事務長、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは、高等学校に主幹教諭、養護教諭、助教諭、講師(非常勤を含む。)、養護助教諭、実習助手、事務長補佐、主任、学校栄養職員、技能職員、業務職員及び給食調理員を置くことができる。</p> <p>3 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。</p> <p>4 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p> <p>5 第2項の職員のうち、実習助手は実習教諭又は実習教員と称することができる。</p>						

現行	改正
<p>(教職員等)</p> <p>第68条の3 中等教育学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、事務長、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは、中等教育学校に主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師（非常勤を含む。）、養護助教諭、実習助手、事務長補佐、主任、学校栄養職員、技能職員、業務職員及び給食調理員を置くことができる。</p> <p>3 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。</p> <p>4 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>5 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p> <p>6 第2項の職員のうち、<u>実習助手は実習教員又は実習教諭と称することができる。</u></p>	<p>(教職員等)</p> <p>第68条の3 (現行に同じ。)</p> <p>2～5 (現行に同じ。)</p> <p>(削る。)</p>
<p>第68条の4～第68条の8 (略)</p>	<p>第68条の4～第68条の8 (現行に同じ。)</p>
<p>(規定の準用)</p> <p>第68条の9 第15条から第19条まで、第21条、第22条、第29条、第31条から第34条まで及び第43条から第54条まで</p> <p>の規定は、中等教育学校にこれを準用する。<u>ただし、第15条から第19条まで、第22条及び第48条の規定は、中等教育学校の後期課程については準用しない。</u></p>	<p>(規定の準用)</p> <p>第68条の9 第15条から第19条まで、第21条、第22条、第29条、第31条から第34条まで、第38条第6項、第43条から第54条まで及び第56条第5項の規定は、中等教育学校にこれを準用する。<u>この場合において、第38条第6項中「第2項の職員」とあるのは、「第68条の3第1項及び第2項の職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第15条から第19条まで、第22条及び第48条の規定は、<u>中等教育学校の後期課程については準用しない。</u></p>
<p>(教職員等)</p> <p>第70条 特別支援学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、事務長、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは、特別支援学校に主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師（非常勤を含む。）、実習助手、学校栄養職員、技能職員、業務職員、給食調理員及び介助員を置くことができる。</p> <p>3 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさ</p>	<p>(教職員等)</p> <p>第70条 (現行に同じ。)</p> <p>2～6 (現行に同じ。)</p>

現行	改正
<p>どる。</p> <p>4 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>5 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童若しくは生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p> <p>6 特別の事情があるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。</p> <p>7 <u>第2項の職員のうち、実習助手は実習教員又は実習教諭と称することができる。</u></p>	<p>(削る。)</p>
<p>(規定の準用)</p> <p>第74条 第21条、第29条、第31条から第33条まで____、第39条、第42条から第54条まで____及び第61条の規定は、特別支援学校にこれを準用する。この場合において、第31条中「小学校及び中学校」とあるのは「特別支援学校」と、「第27条第1項及び第28条第1項」とあるのは「広島市立特別支援学校学則第7条第1項」と</p> <hr/> <p>____読み替えるものとする。</p>	<p>(規定の準用)</p> <p>第74条 第21条、第29条、第31条から第33条まで、<u>第38条第6項</u>、第39条、第42条から第54条まで、<u>第56条第5項</u>及び第61条の規定は、特別支援学校にこれを準用する。この場合において、第31条中「小学校及び中学校」とあるのは「特別支援学校」と、「第27条第1項及び第28条第1項」とあるのは「広島市立特別支援学校学則第7条第1項」と、<u>第38条第6項中「第2項の職員」とあるのは「第70条第1項及び第2項の職員」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>2 第18条、第19条、第22条及び第35条第2項の規定は、特別支援学校の小学部及び中学部にこれを準用する。</p>	<p>2 (現行に同じ。)</p>

平成29年3月 日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第38条に次の1項を加える。

6 第2項の職員のうち、次の表の左欄に掲げる職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる名称を称することができる。

職員	名称
事務職員（学校事務の試験区分で採用された者に限る。）	事務主査，事務主任，事務主任（シニア）又は事務主事
学校栄養職員	栄養主査，栄養主任又は栄養主任（シニア）

第56条第5項中「実習教員又は実習教諭」を「実習教諭又は実習教員」に改める。

第68条の3第6項を削る。



第68条の9を次のように改める。

(規定の準用)

第68条の9 第15条から第19条まで、第21条、第22条、第29条、第31条から第34条まで、第38条第6項、第43条から第54条まで及び第56条第5項の規定は、中等教育学校にこれを準用する。

この場合において、第38条第6項中「第2項の職員」とあるのは、「第68条の3第1項及び第2項の職員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条から第19条まで、第22条及び第48条の規定は、中等教育学校の後期課程については準用しない。

第70条第7項を削る。

第74条第1項中「第33条まで」の右に「、第38条第6項」を、「第54条まで」の右に「、第56条第5項」を、「第7条第1項」との右に「、第38条第6項中「第2項の職員」とあるのは「第70条第1項及び第2項の職員」と」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。